

Q

## 受水槽について

A

燕・弥彦総合事務組合水道局 0256-77-9400（代表）

Q. 受水槽は誰が管理するのですか？

A. 配水管の分岐部から受水槽を経由し蛇口までの施設（水道メーターを除く）はお客様の財産になりますので、受水槽の設置者としてお客様が管理することになります。



Q. 受水槽内の水質は誰が管理するのですか？

A. 受水槽に入るまでの水質は燕・弥彦総合事務組合が管理しますが、受水槽内に入ってからの水質は設置者としてお客様の責任で管理することになります。



Q. 受水槽内の水質異常・水質事故が発生したらどうすればよいですか？

A. すぐに燕・弥彦総合事務組合水道局（給水維持係）へ連絡をお願します。



Q. 受水槽の管理にはどのようなことが必要ですか？

A. 受水槽の有効容量が10立方メートルを超える施設は、水道法により「簡易専用水道」として設置者の管理義務が定められています。

簡易専用水道の設置者の義務は次のとおりです。

- 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検（年1回）
- 衛生的な管理として貯水槽の清掃（年1回）
- 施設の点検
- 汚染事故が起きた時の対応

※ 10立方メートル以下の施設の場合も簡易専用水道に準じて管理することが望ましいとされています。

※ 管理等の基準は下記要綱をご覧ください。

「燕・弥彦総合事務組合貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱」



Q. 受水槽の清掃はどこに問い合わせればよいですか？

A. 最寄りの清掃業者、または下記へお問い合わせください。

(社) 新潟県貯水槽管理協会 (外部サイトへ)

